

公 示

森林技術総合研修所庁舎内における飲料水等自動販売機設置運営業務に係る企画競争に関する公示

下記の業務を行う者を公募します。

応募される方は、「森林技術総合研修所庁舎内における飲料水等自動販売機設置運営事業者公募説明書」（以下「公募説明書」という。）に基づき応募してください。

記

1 公募に付する事項

- (1) 件 名 森林技術総合研修所庁舎内における飲料水等自動販売機設置運営業務
- (2) 募集者数 飲料水等自動販売機設置運営事業者1社（者）

2 公募を行う趣旨

効果的かつ効率的な研修を実施するため、職員や研修生等の利便性の確保・向上の一環として、庁舎内において飲料水等を供給できる体制をとる必要があることから、飲料水等自動販売機設置運営事業者を募集するものである。

3 公募内容

(1) 業務内容

- ① 森林技術総合研修所庁舎内に自動販売機3台以上を設置し、飲料水等の販売を行う。
- ② 販売する飲料水等の種類は、アルコール分を含まない、水、炭酸飲料、果汁入飲料、コーヒー等とする。

(2) 使用許可物件

- ① 所在地 東京都八王子市廿里町1833番地94
- ② 施設名称 森林技術総合研修所
- ③ 位 置 庁舎内1階食堂前に1台以上、2階休憩室内に2台
- ④ 面 積 6㎡以下（自動販売機本体、容器回収ボックスの合計面積）

(3) 出店方法、その他詳細は公募説明書に記載のとおり。

4 応募者の資格

- (1) 良質な商品及び優良なサービスを提供できる能力と、5年以上営業を続けている実績を有すること。
- (2) 代表者が成年被後見人、被保佐人又は破産者でないこと。
- (3) 国税及び地方税を完納していること。
- (4) 暴力団その他暴力的団体の構成員ではないこと。また、法人の場合は、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものでないこと。

(5) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属するものでないこと。

5 公募説明書を交付する場所及び日時

- (1) 場所 東京都八王子市廿里町1833番地94
森林技術総合研修所 総務課庶務係 (庁舎内1階)
- (2) 日時 平成28年2月26日(金)から平成28年3月11日(金)
(ただし、土曜日、日曜日等、行政機関の閉庁日を除く。)
10時00分～12時00分、13時30分～16時30分

6 応募手続

(1) 応募書類

上記5において配布する公募説明書に記載のとおり。

(2) 応募書類の提出

提出先 〒193-8570 東京都八王子市廿里町1833番地94
森林技術総合研修所 総務課庶務係 (庁舎内1階)

①持参の場合 平成28年3月14日(月)の
10時00分から12時00分、
13時30分から16時30分

②郵送の場合 平成28年3月14日(月)必着

7 企画提案等の無効

本公示に示した企画競争に応募する資格のない者の企画提案書等は無効とする。

8 問い合わせ先

〒193-8570 東京都八王子市廿里町1833番地94
森林技術総合研修所 総務課庶務係 (庁舎内1階)

電話：042-661-7121

電話受付時間：平日10時00分～12時00分、13時30分～16時30分

以上、公示する。

平成28年2月26日

森林技術総合研修所長 小山 富美男

お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程(平成19年農林水産省訓令第22号)が制定されました。この規定に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、森林技術総合研修所のホームページ(http://www.rinya.maff.go.jp/j/kensyuu/kensyuu_zyo.html)をご覧ください。